

令和 6 年 度

固定資産税（償却資産）申告の手引き

申告は令和 6 年 1 月 3 1 日（水）までにお願ひします。

提出先： 〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張 300-1
瀬戸内市役所 税務課（庁舎 1 階）
もしくは牛窓支所・長船支所・裳掛出張所

お問い合わせ先： TEL 0869-22-1181（直通）

瀬 戸 内 市



まちづくり、セットします®

市税につきましては、平素より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
瀬戸内市内に事業用償却資産を所有されている方は、地方税法第383条（固定資産の申告）の規定により、当該償却資産の申告が義務付けられておりますので、下記要領により申告書を作成のうえ、期限内にご提出くださるようお願いいたします。

1. 申告していただく方

個人や法人で事業を行っている方（工場や商店などを営んでいる方、駐車場やアパートを貸付している方、太陽光発電設備を設置している方など）のうち、令和6年1月1日現在において事業用の償却資産を所有されている方です。

2. 申告すべき資産

令和6年1月1日現在において瀬戸内市内に所在する事業用資産（自己の使用のもののほか他人に貸付しているものも含まれます）について申告してください（次ページ「1. 償却資産の範囲」参照）。

3. 申告の方法

(1) 前年度(令和5年度)までに申告された方 … 増減申告

令和5年1月2日から令和6年1月1日までの間に増加・減少のあった資産について申告してください。

※令和5年1月1日現在の償却資産種類別明細書を同封していますので、申告書作成の参考にしてください。

(2) 今年度初めて申告される方、または電子申告される方 … 全資産申告

令和6年1月1日現在所有する全資産について申告してください。

4. 提出書類

- ① 令和6年度償却資産申告書 [第26号様式 申告書(緑色)]
- ② 種類別明細書(増加資産・全資産用) [第26号様式 別表一(緑色)]
- ③ 種類別明細書(減少資産用) [第26号様式 別表二(赤色)]

※申告の対象となる資産が少ない方、資産の増減がない方についても申告書にその旨を記載して提出してください。

※①申告書及び②③明細書は2部複写になっています。提出時は控用に市の受付印を押印して返却しますが、郵送で提出する際に控用に受付印が必要な方は、返信用切手と宛名を書いた封筒を必ず同封してください。(※返信用封筒がない場合は返信不可となります)

5. 申告期限 … 令和6年1月31日(水)

申告期限間近になりますと受付窓口が大変混雑しますので、お早めに申告してくださいますようご協力お願いします。

- ## 6. 提出先
- 〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300-1
瀬戸内市役所 税務課(庁舎1階)
もしくは
牛窓支所・長船支所・裳掛出張所

7. お問い合わせ先

瀬戸内市役所 税務課 資産税係
Tel 0869-22-1181(直通)

1. 償却資産の範囲

(1) 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない法人又は個人が所有するものを含む。）をいいます。

(2) 事業の用に供するとは

ここでいう「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいい、営利又は収益を得ることを必要としません。したがって、公益法人（財団法人、社団法人等）の行う活動は事業に該当します。また、「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

申告が必要な資産

令和6年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産ですが、次に掲げるものも申告の対象となります。

- (1) 遊休資産・未稼働資産であっても、1月1日現在において事業の用に供することができる状態にあるもの
- (2) 建設仮勘定で経理されている資産であっても、その一部又は全部を1月1日現在事業の用に供しているもの
- (3) 簿外資産及び償却済資産であっても、1月1日現在事業の用に供しているもの
- (4) 福利厚生用の資産（社宅用・宿舍用・寮用）で、減価償却できるもの
- (5) 償却資産の価値を増加させるための費用（改良費）は、本体と区分して申告してください
- (6) 割賦買入資産で割賦金の完済していない資産であっても、すでに事業の用に供しているもの
- (7) 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満であっても、個別償却をしているもの
- (8) 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの

例）中小企業者の30万円未満の減価償却資産の損金算入の特例を適用した資産

申告の必要がない資産

次の資産は、償却資産の課税対象にならないので申告の必要はありません。

- (1) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの（**乗用トラクターや乗用コンバイン等は小型特殊車両として軽自動車税の課税対象です**）
- (2) 無形固定資産（例：特許権、実用新案権等）
- (3) 繰延資産
- (4) 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、
 - ・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）
 - ・取得価額20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの

2. 償却資産の種類と具体例

申告の対象となる資産を種類別に例示すると次の表に掲げるとおりです。

種 類		主な償却資産の例示
1	構 築 物 及 び 建 物 附 属 設 備	構築物：受変電設備、舗装路面、外構工事、広告塔、ゴルフ練習場設備等 建物附属設備：家屋評価に含まない建築設備、内装、内部造作等（次項参照）
2	機 械 及 び 装 置	工作機械、土木機械、電気機械、建設機械、印刷機械、搬送装置、機械式駐車設備等、その他物品の製造・加工修理等に使用する機械及び装置等、太陽光発電設備
3	船 舶	ボート、釣船、貨船等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船等
5	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車、構内運搬車、貨車、客車等
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	机、椅子、ロッカー、金庫、パソコン、レジスター、コピー機、医療機器、音響機器、計量器、理容美容機器、看板、娯楽用機器、自動販売機、貸衣装、金型、測定工具等

3. 建物附属設備にかかる償却資産と家屋の区分

電気設備、ガス設備、給排水設備等、家屋と一体となって家屋の効用を発揮するための設備を建築設備といいます。この建築設備は、家屋と建築設備の所有関係や設備の性格等に応じて、次の表に掲げるように家屋と償却資産とに区別して取り扱われます。

	設備等の内容	家屋と建築設備等の所有関係			
		同じ場合		異なる場合	
		家屋	償却資産	家屋	償却資産
1	工場等の動力源である電気設備		◎		◎
2	冷凍倉庫における冷凍設備		◎		◎
3	ビル等における受・変電設備、蓄電池設備、発電機設備		◎		◎
4	中央監視制御装置、電話交換機		◎		◎
5	冷房用又は暖房用機器（ルームエアコンディショナー等）		◎		◎
6	ネオンサイン、スポットライト、投光器、水銀灯		◎		◎
7	屋外に設置された給水塔、独立煙突、屋外供給本管		◎		◎
8	電気設備（1、3、4に該当するものを除く）	○			◎
9	給排水又は衛生設備及びガス設備	○			◎
10	冷房、暖房、通風又はボイラー設備（工場等における生産設備であるボイラー等を除く）	○			◎
11	昇降機設備	○			◎
12	消火、排煙又は災害報知設備、格納式避難設備	○			◎
13	エアーカーテン又はドア自動開閉設備	○			◎
14	金庫室の扉	○			◎
15	店用簡易設備及び簡易間仕切り	○			◎
16	固定開仕切り、店舗造作等	○			◎

※ 賃貸ビルで事業を営んでいる方(テナント)が、自ら費用を負担して内装工事、模様替工事及び建物附属設備工事を行ったときは、償却資産に該当しますので必ず申告してください。

例：造作費、店舗改造費、各室改装費、カウンター、ショーウィンドー取付費

4. 納税義務者等について

(1) 納税義務者

賦課期日（令和6年1月1日）現在の償却資産の所有者が納税義務者となります。

(2) 課税標準額

課税標準額は、令和6年1月1日現在の償却資産課税台帳に登録されたものです。（詳しくは、「12 償却資産に対する課税」をご覧ください）

(3) 税率

税率は、1.4 / 100です。たとえば課税標準額300万円では、年税額42,000円となります。

(4) 免税点

課税標準となるべき償却資産の合計額が150万円未満の場合は課税されませんが、資産の多少にかかわらず申告は必要です。

(5) 納期

令和6年度の納期は、4月・7月・12月・翌年2月です。

* 納期限が土日、祝日の場合は翌営業日となります。

5. 非課税資産

地方税法第348条に該当する資産を新たに取得された方は、非課税申告書とそれを確認できる書類を提出してください。

なお、非課税資産の詳細につきましては、瀬戸内市役所税務課へ直接お問い合わせください。

6. 課税標準の特例資産

地方税法第349条の3および同法附則第15条、旧法附則第64条等の規定により、一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

なお、個別のより具体的な条件や提出書類につきましては、瀬戸内市役所税務課へ直接お問い合わせください。

課税標準の特例の適用を受ける償却資産の例

特例対象資産	取得時期	適用期間	特例率	根拠法令 (地方税法)	添付書類
内航船舶	—	—	1/2	第349条の3 第5項	船舶原簿、船籍票 および登録票の 写し、検査証書、 航海日誌等
汚水又は廃液の処理 施設	令和4年4月1日 ～	—	1/3	附則 15条	特定施設設置(使用、 変更)届出書の写し
特定下水道除害施設	令和6年3月31日	—	3/4		
特定再生可能エネルギー 発電設備(太陽光・ 風力等) ※太陽光は自家消費 型のみ対象	令和2年4月1日 ～ 令和5年3月31日	3年度分	1/2 ～ 3/4	附則第15条 第25項	太陽光は、「再生 可能エネルギー 事業者支援事業 費補助金交付決 定通知書」の写し

特例対象資産	取得時期	適用期間	特例率	根拠法令 (地方税法)	添付書類
特定事業所内保育施設 (企業主導型保育事業 に供する家屋及び償却 資産)	平成 29 年 4 月 1 日 ～ 令和 6 年 3 月 31 日	5 年度分	1 / 2	附則第 15 条 第 32 項	企業主導型保育事 業の用に供してい ることが確認でき る書類、政府の補 助金を受けたこと がわかる書類の写 し等
先端設備等導入計画に 基づき取得した一定の 要件を満たす設備 (事業用家屋、構築物、 機械・装置、工具、器 具・備品、建築附属設 備)	平成 30 年 6 月 6 日 ～ 令和 5 年 3 月 31 日	3 年度分	0	旧附則第 62 条 旧附則第 64 条	計画申請書の写 し、計画認定書の 写し、工業会等 による証明書の写 し
	賃上げ表明の有無 による	最長 5 年度分	1 / 2 または 1 / 3	附則 15 条第 45 項	※リースの場 合は、加えてリース 契約書の写し、固 定資産税軽減額 計算書の写し

7. 耐用年数の短縮等を適用した資産

令和 5 年 1 月 2 日から令和 6 年 1 月 1 日までの間に、耐用年数の短縮、増加 償却、陳腐化資産の一時償却を適用した償却資産又は耐用年数の確認を受けた償却資産がある場合は、『耐用年数の短縮の承認申請書』『増加償却の届出書及びそれを証する書類』『陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請書及びそれを証する書類』『耐用年数の確認に関する届出書』(それぞれの写し)を申告書に添付してご提出ください。これらの償却資産については、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上の取り扱いに準じて評価額が算出されます。

なお、租税特別措置法に規定する特別償却や割増償却、又は圧縮記帳等は固定資産税では制度がありませんのでご注意ください。(具体的には、平成 15 年度改正で新設された「IT 投資促進税制」や「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」等です。)

8. 事業を廃止された場合

令和 6 年 1 月 1 日までに、瀬戸内市内でのすべての事業を廃止された場合は、償却資産申告書の「17 備考(添付書類等)」欄に、事業廃止年月日とその事由及び「全資産抹消」と記入して、提出してください。

例：令和 5 年 10 月 1 日 自己都合のため事業廃止 全資産抹消

9. 申告書の記載方法がわからない場合

この申告について、提出書類の記載方法がわからない場合は、市役所税務課資産税係(本庁 1 階)へお早めにご相談ください。なお、本人確認書類(運転免許証等)及び固定資産台帳、所得税・法人税の申告書、その他減価償却資産の明細がわかる書類をお持ちいただければ、その場で申告を済ませることができます。

10. 実地調査協力をお願い

申告書の受理後、地方税法第353条及び第408条に基づいて実地調査を行っていますので、その際にご協力お願いいたします。

また、実地調査に伴って修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は資産の取得年次に応じて遡及することになりますので、あらかじめご承知おきください。

11. ご注意ください！

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び瀬戸内市税条例第75条の規定により、過料を科されることがあります。

また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第358条の規定により、罰金を科されることがあります。

瀬戸内市税条例 第75条(固定資産に係る不申告に関する過料)

「……申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。」

地方税法 第358条第3項(固定資産税の脱税に関する罪)

「……申告すべき事項について申告をしないことにより、固定資産税の全部又は一部を免れた者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」

12. 償却資産に対する課税

1. 償却資産の評価

「固定資産評価基準」に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価します。

償却資産の課税標準額は、個々の資産の評価額(1月1日現在)を合計し、その合計額(課税標準の特例を受ける資産は、軽減後の額)となります。

2. 評価額及び帳簿価額の算出

《評価額》

○ 前年中に取得したもの 取得価額 × (1 - 減価率 / 2)

○ 前年前に取得したもの 前年度の評価額 × (1 - 減価率)

※ 求めた額が、(取得価額 × 5 / 100) よりも小さい場合は、(取得価額 × 5 / 100) により求めた額を価格とします。固定資産税における償却資産の減価償却の方法は、原則として定率法です。取得価格は、国税の取り扱いと同様です。

3. 税額の算出方法

課税標準額に100分の1.4(税率)を乗じた額が税額となります。

(例) 課税標準額が、12,345,678円の場合

課税標準額(1,000円未満切捨) × 税率 = 税相当額

12,345,000円 × 1.4% = 172,830円

税額は、100円未満を切り捨てた172,800円となります。

13. 対応年数に応ずる減価率表 (固定資産評価基準別表第15抜粋)

耐用年数	減価償却率 (年率)	耐用年数	減価償却率 (年率)	耐用年数	減価償却率 (年率)
2年	0.684	12年	0.175	25年	0.088
3年	0.536	13年	0.162	30年	0.074
4年	0.438	14年	0.152	35年	0.064
5年	0.369	15年	0.142	40年	0.056
6年	0.319	16年	0.134	45年	0.050
7年	0.280	17年	0.127	50年	0.045
8年	0.250	18年	0.120	55年	0.041
9年	0.226	19年	0.114	60年	0.038
10年	0.206	20年	0.109	65年	0.035
11年	0.189	21年	0.104	70年	0.032

14. 電子申告（電算処理により申告書を作成）される方へ

電算処理により申告書を作成される場合には、増減申告の方法と異なり、令和6年1月1日現在に所有するすべての資産について帳簿価額、評価額を算出して申告してください。

なお、申告書の作成においては以下の事項にご注意ください。

1. 申告書の所有者コード欄に、市からお送りした申告書用紙に記載してある8桁の所有者コードを記載して提出してください。なお、記載できない場合には、市からお送りした申告書用紙と一緒に提出してください。
2. 申告書の取得価額、帳簿価額及び評価額欄は、各資産種別・合計欄にそれぞれ集計して記載してください。
3. 種類別明細書は、毎年全資産を一品ごとに打ち出してください。
4. 種類別明細書の各資産は、資産の種別・名称・数量・取得年月・耐用年数・取得価額・帳簿価額及び評価額をそれぞれ打ち出してください。
5. 取得価額、帳簿価額及び評価額には圧縮記帳はできませんので、圧縮記帳の適用がないものとして計算、記載してください。
6. 租税特別措置法による、特別償却・割増償却はできません。
7. 機械・装置等の改良費は、別資産として区分し計上してください。
8. 簿外資産や減価償却費が償却可能限度額（取得価額の95%）に達したため、所得税法・法人税法の所得の計算で減価償却を行っていない資産であっても、現に事業の用に供している資産は計上してください。
9. 価額の最低限度は取得価額の5%です。備忘価格（1円）までの償却はできません。
10. 評価額の計算方法（簡便法で定率法の計算による価額）

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times (1 - (\text{減価率} / 2)) \times (1 - \text{減価率})^{n-1}$$

* nは経過年数（1年未満の端数繰り上げ）

11. 各年の減価償却は、その年の償却限度額まで償却したのものとして計算してください。

15. 耐用年数表

○建物附属設備			○工具		
構造用途	細目	耐用年数	構造用途	細目	耐用年数
電気設備	蓄電池電源設備	6	測定・検査工具		5
	その他のもの	15			
給排水・衛生・ガス設備		15	治具・取付工具		3
冷暖房・通風・ボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力22kw以下）	13	ロール	金属圧延用	4
	その他のもの	15		なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロール、その他のもの	3
昇降機設備	エレベーター	17	型・鍛圧打抜工具	プレス、その他の金属加工用、合成樹脂・ゴム・ガラス成型用金型及び铸造用型 その他のもの	2
	エスカレーター	15			3
消火・災害報知設備	火災報知設備	8	切削工具		2
特殊ドア設備	エアカーテン又はドア自動開閉装置	12	金属製柱、カッペ		3
アーケード・日よけ	主として金属製のもの	15	活字等	購入活字	2
	その他のもの	8	自製活字、活字に常用される金属	8	
店用簡易設備、簡易間仕切り		3	前掲以外	白金ノズル	13
			その他のもの	3	
前掲以外	主として金属製のもの	18	前掲区分い以外	白金ノズル	13
	その他のもの	10	その他主として金属製のもの	8	
			その他のもの	4	
○構築物			○車両及び運搬具（自動車を除く）		
広告用	金属製のもの	20	自動車 （自動車税、軽自動車税対象以外）		2
	その他のもの	10	フォークリフト		4
競技場用運動場用遊園地用又は学校用のもの	ネット設備	15	前掲以外	自走能力を有するもの その他のもの	7 4
	野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他スポーツ場の排水その他の土工施設	30			
	水泳プール	30			
緑化施設及び庭園	工場緑化施設	7			
	その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く）	20			
舗装道路 舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、レンガ敷	15			
	アスファルト敷、木れんが敷、ビチューマルス敷	10			
		3			

○器具及び備品							
へい	鉄骨鉄筋・鉄筋コンクリート造	30	家具、電気製品、 ガス機器及び家 庭用品	事務机、いす、キャビネット 主として金属製のもの その他のもの	15 8		
	コンクリート・コンクリートブ ロック造	15					
	れんが造	7					
	石造	35					
	土造	20					
	金属造	10					
煙突	鉄骨鉄筋・鉄筋コンクリート造	35		応接セット 接客業用のもの その他のもの	5 8		
	れんが造	7					
	金属造	10					
家具、電気・ガ ス機器、家庭用 品	室内装飾品			ベッド	8		
	主として金属製のもの	15					
	その他のもの	8					
	食事又は厨房用品					児童用机及びいす	5
	陶磁器製又はガラス製のもの	2					
	その他のもの	5					
その他のもの		陳列だな、陳列ケース 冷凍機付きのもの その他のもの	6 8				
主として金属製のもの	15						
その他のもの	8						
事務・通信用品	謄写機器及びタイプライター			その他の家具 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	5 15 8		
	孔版印刷又は印書業用のもの	3					
	その他のもの	5					
	電子計算機					ラジオ、テレビ、テープレコーダ ー、ビデオ、その他音響機器	5
	パーソナルコンピューター（サ ーバー用のものを除く）	4					
	その他のもの	5					
	複写機、計算機、金銭登録機、 タイムレコーダー、その他これ らに類するもの	5				冷房用、又は暖房用機器 冷蔵庫、洗濯機、その他類似の電 気・ガス機器	6
	その他の事務機器	5					
	テレタイプライター及びファク シミリ	5					
	インターホン、放送設備	6				氷冷蔵庫、冷蔵ストッカー（電気 式を除く） カーテン、座ぶとん、寝具、丹前、 その他類似の繊維製品 じゅうたん、その他床用敷物 小売業、接客業用、放送用、レコ ード吹込用、劇場用のもの その他のもの	4 3 3 6
電話設備その他の通信機器	6						
デジタルボタン電話設備	6						
その他のもの	10						
時計、試験機器 及び測定機器	時計	10	医療機器	レントゲン、その他電子装置使用 機器 手動式、救急医療用のもの その他のもの	4 6		
	度量衡器	5					
	試験又は測定機器	5					

○器具及び備品										
光学、写真制作 機器	オペラグラス	2		医療機器	消毒殺菌用機器	4				
	カメラ、映写機、望遠鏡、引伸 機、焼付機、乾燥機、顕微鏡	5								
	その他の機器	8								
看板 広告器具	看板、ネオンサイン及び気球	3			手術機器	5				
	マネキン人形及び模型	2								
	その他のもの 主として金属製のもの	10								
	その他のもの	5								
容器・金庫	ポンペ	6			調剤機器	6				
	溶接製									
	鋳造製									
	塩素用のもの									
	その他のもの	8								
	その他のもの	10								
	ドラム缶、コンテナその他容 器	7							歯科診療用ユニット	7
	大型コンテナ									
その他のもの 金属製のもの										
その他のもの										
金庫	5			光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの	6 8					
手揚げ金庫										
その他のもの										
その他のもの	20									
理容・美容機器	理容・美容いす、洗面設備、ド ライヤー、タオル蒸し機、その 他のもの	5			機能回復訓練機器 その他のもの 陶磁器製、ガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの	6 3 10 5				
太陽光発電設備	設備一式	17		娯楽・スポーツ機 器 興行又は演劇用 具	たまつき用具	8				
					パチンコ器、ビンゴ機、その他類 似の玉戯用具、射的用具	2				
					碁、将棋、麻雀、その他の遊戯具	5				
					スポーツ具	3				
					劇場用観客いす	3				
					どんちょう、幕	5				
					衣装、かつら、小道具、大道具	2				
					その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	10 5				
					前掲以外	映画フィルム（スライドを含む） 磁気テープ、レコード シート及びロープ 葬儀用具 楽器 自動販売機（手動式を含む） その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	2 2 3 5 5 10 5			
					前掲区分以外	主として金属製のもの その他のもの	15 8			

16. 参考（業種別の主な償却資産）

業 種	主 な 償 却 資 産
事務所	応接セット、キャビネット、ロッカー、金庫、パソコン、タイムレコーダー、複写機、テレビ、看板、エアコン、その他
小売業	ショーウィンドー、陳列ケース、自動販売機、間仕切、冷蔵庫、冷凍庫、看板、ネオンサイン、エアコン、その他
喫茶、飲食店	カウンター、室内装飾品、放送設備、厨房設備、カラオケ機器、レジスター、冷蔵庫、テレビ、看板、ネオンサイン、エアコン、その他
工場・作業所	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給排水設備、構内舗装、門、塀、溶接機、貯水設備、看板、その他
建設業	ブロックゲージ、トランスショッパー、ポンプ、ブルドーザー、コンクリートカッター、ポータブル発電機、パワーショベル、ミキサー、その他
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、ドライヤー、サインポール、レジスター、テレビ、ネオンサイン、エアコン、その他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス、ミシン、看板、その他
病院・診療所	ベッド、手術台、各種医療用機器、給食用厨房、レジスター、看板、エアコン、その他
駐車場業	受変電設備、屋外照明等の電気設備、舗装路面（車止、白線を含む）、門、塀、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、レジスター、その他
不動産賃貸業 ビル・アパート	受変電設備、自家発電等の電気設備、屋外の給排水ガス設備、舗装路面、門、塀、庭園、植込み、看板、広告設備、通信放送機器、中央監視制御装置、集合郵便受、消火器、その他
パチンコ店	パチンコ台、パチスロ台、両替機、玉貸機、還元機、島設備、その他
テニスクラブ	テニスコート、フェンス、オートテニス設備、ガット張機、人工芝、駐車場設備、照明設備、レジスター、その他
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール貸出機、集球設備、駐車場設備、照明設備、レジスター、その他
カラオケボックス	カラオケセット、接客用家具、駐車場設備、照明設備、その他
農業	田植機、稲刈機、脱穀機、コンバイン、温室、ビニールハウス、トラクター、耕運機、乾燥機、その他 ※乗用装置がある場合は軽自動車税の課税対象です
漁業	漁船、GPS、巻上機、漁網、エンジン、筏、クレーン、いけす、ベルトコンベアー、その他
太陽光発電事業	太陽光発電設備、舗装工事、フェンス、その他

【償却資産（固定資産税）申告のチェックリスト】

申告内容の確認にご利用ください。

○記入漏れや誤りはありませんか。

- 個人番号(12桁)または法人番号(13桁)
- 住所、名称、連絡先、税理士(税理士等へ申告を依頼している場合)、資産所在地
- 資産の増減が無い場合、「償却資産申告書」の「17. 備考」欄に「異動なし」または「増減なし」と記入
- 資産の種類、資産の名称等、数量、取得年月、取得価額、耐用年数
- 課税標準の特例を受けるための添付書類
- 償却資産の取得価額の算定に当たり、消費税については、税務経理上採用している経理方式により申告すること(税抜経理方式であれば消費税を含まない価額で、税込経理方式であれば消費税を含む価額で申告してください。)

○申告漏れ資産はありませんか。

- 税務署へ申告した「減価償却費」の資産
※税務署へ「減価償却費」として申告している資産が、瀬戸内市へ申告されていないといった事例が多々ありますので、申告漏れがないようご確認をお願いします。
- 簿外資産、減価償却を終えた資産であっても事業の用に供することができる資産
- 遊休、未稼働資産であっても、事業の用に供することができる状態の資産
- 貸付事業に供している資産
- 割賦購入資産や譲渡条件付リース資産(割賦金未完済、リース期間中を含む。)
- 改良費(償却資産の価値を高める費用は、元の資産と別に申告する必要があります。)
- 中小企業等が取得した価額30万円未満の特例制度適用資産(損金算入または即時償却した資産)

○申告不要な資産が含まれていませんか。

- 無形減価償却資産(加入権・営業権等の権利、ソフトウェア等)
- 自動車、軽自動車、小型特殊自動車(ナンバープレートを取得していない場合も含む)
- 家屋(本体及び家屋と一体で家屋の効用を高める資産)
- 取得価額が10万円未満で一時損金(必要な経費)に算入した資産
- 取得価額が20万円未満、3年間で一括償却する資産

※上記内容に不明な点がある場合は、この手引きでご確認いただくか、税務課までお問い合わせください。